

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害者生活総合支援等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、障害者生活総合支援等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者生活総合支援等に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う。 日田市では、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者に対し医療、保健、福祉の観点から様々な支援を実施する。 (障害支援区分の認定・介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・自立支援医療費・療養介護医療費・基準当該療養介護医療費・補装具費・高額障害福祉サービス費等・地域生活支援事業) 日田市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 総合福祉WEL＋ 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 福祉総合システム(障害者総合支援法対象者)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 117の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項 (情報提供の根拠) ・11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支援に関する情報」が含まれる項) (情報照会の根拠) ・144、145、146の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL: 0973-22-8233 mail: koukai@city.hita.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉支援課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL: 0973-22-8290 mail: syakaifukusi@city.hita.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについては、情報連携の照会事務やシステム入力の際、マイナンバーと基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)の確認を徹底している。また、本人情報が記載された申請書の保管や廃棄については複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対しては、リスク対策として、毎年マイナンバー制度に関するe-ラーニングの研修を受講する他、情報セキュリティに関しても確認するようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が漏えいすることのないよう、特定個人情報が記載された申請書等については、事務所外に出さないように徹底するとともに、施錠できるキャビネットへの保管をしている。	

変更箇所

[illegible]